

復興庁において平成 25 年度に実施した政策評価の結果の政策への反映状況について

1. 事前評価

- ・ 租税特別措置等を対象として評価を実施した施策

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|--|---|
| 1 | 復興産業集積区域における機械及び装置の即時償却の適用期限の延長 | 評価結果を受けて、平成 26 年度税制改正要望において「復興産業集積区域における機械及び装置の即時償却の適用期限の延長」を要望した。 |
| 2 | 復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅に関する特別償却・税額控除制度（延長） | 評価結果を受けて、平成 26 年度税制改正要望において「復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅に関する特別償却・税額控除制度」を要望した。 |
| 3 | 東日本大震災復興特別区域法に基づく新規立地促進税制の要件の緩和 | 評価結果を受けて、平成 26 年度税制改正要望において「東日本大震災復興特別区域法に基づく新規立地促進税制の要件の緩和」を要望した。 |
| 4 | 被災代替資産等の特別償却の割合の引上げの期限の延長 | 評価結果を受けて、平成 26 年度税制改正要望において「被災代替資産等の特別償却の割合の引上げの期限の延長」を要望した。 |
| 5 | 被災者向け優良賃貸住宅に関する割増償却制度の延長（延長） | 評価結果を受けて、平成 26 年度税制改正要望において「被災者向け優良賃貸住宅に関する割増償却制度の延長」を要望した。 |

2. 事後評価

- ・ 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|----------------|--|
| 1 | 復興特区制度に係る施策の推進 | <p>【引き続き推進】</p> <p>評価結果を踏まえ、復興推進計画の区域における雇用機会の創出その他の東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして、復興推進計画の目標を達成する上で中核となる事業を行うのに必要な資金の貸付けに対する復興特区支援利子補給金を計上することとした。（平成 26 年度概算要求額：1,572 百万円）（平成 26 年度予算額：1,250 百万円）</p> |

| | | |
|---|--------------------|--|
| 2 | 復興交付金制度に係る施策の推進 | <p>【引き続き推進】</p> <p>評価結果を踏まえ、引き続き、被災自治体ごとに異なる現状や要望に対応し、復興交付金の配分を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度は、合計3回にわたり、延べ171市町村について配分計画を作成。合計の配分額は5,587億円（国費4,502億円）。 ・平成26年度概算要求額：515,515百万円（平成26年度予算額：363,794百万円） |
| 3 | 原子力災害からの復興に係る施策の推進 | <p>【改善・見直し】</p> <p>評価結果を踏まえ、以下の措置を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度補正予算要求及び平成26年度当初予算要求において、福島復興の動きを加速するために、町内復興拠点整備、放射線不安を払拭する生活環境の向上、健康管理、産業再開に向けた環境整備等の新たな施策と、現行では個別に実施していた長期避難者支援から早期帰還までの対応策を一括し、「福島再生加速化交付金」を、福島復興の柱として新たに創設し、福島再生加速化の原動力として活用することとした。（平成26年度概算要求額：84,600百万円）（平成26年度予算額：118,599百万円） ・原子力災害からの復興に係る業務実施体制の強化のため、平成25年度補正及び平成26年度機構・定員要求において、参事官1名を機構要求、19名を定員要求した（結果15名の新規増員が認められた。） |